

インフルエンザワクチンの接種にあたって

接種を受ける前に必ずお読みください

津田沼ザ・タワークリニック 2026

TEL 047-406-3001

1 インフルエンザと合併症

インフルエンザウイルスは、咳やくしゃみにより空気中を漂い、気道感染をおこします。感染して1～5日ほどで倦怠感や38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れます。あわせて普通の風邪のように、のどの痛み、咳、くしゃみ、鼻汁などもみられます。通常は1週間程度で治りますが、肺や心臓の病気、高血圧、糖尿病などの持病のある方、ご高齢の方、免疫力が低下している方では、肺炎・気管支炎・心筋炎などの合併症をおこし、重症になることがあります。

2 ワクチンの効果

ワクチン接種を受けた場合、感染しても軽くすみ、重症化することを予防する効果が期待できます。しかし感染の予防に対しては「絶対に感染しない」という保証がされるものではありません。ワクチン接種を受けた場合でも、予防のための手洗い・うがいなどを忘れずに行いましょう。

今シーズンのワクチンはA型2種類 B型1種類の3価ワクチン（全国一律）です。

A型株 A/スイス/6849/2025 (IVR-278) (H1N1)

A/ミシガン/105/2025/ (SAN-049A) (H3N2)

B型株 B/東京/EIS13-175/2025 (ビクトリア系統)

3 用法・用量・接種間隔について

13歳以上の方については0.5mlを1回接種します。3歳以上13歳未満のお子様には0.5mlを、6ヶ月から3歳未満のお子様には0.25mlを皮下に2回注射します。1回目と2回目の接種間隔は4週間程あけることが望ましいとされています。

6ヶ月以上1歳未満のお子様については免疫をつけることが難しいためお勧めいたしません。ただし、保護者の方が接種を強く希望される場合は接種のメリットとリスクを十分に医師とご相談の上お決め下さい。6ヶ月未満のお子様に対する接種は対象外です。

4 次の方は接種前に医師にご相談ください

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患をお持ちの方
- ② 過去にけいれんの既往のある方
- ③ 過去にインフルエンザの予防接種を受けたときに、接種後2日以内に発熱の見られた方、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 間質性肺炎、気管支ぜんそくなど呼吸器系疾患のある方
- ⑥ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

裏面へ

5 次の方は予防接種を受けられません

- (1) 明らかに発熱している方（通常は 37.5℃を超える場合をいいます）
 - (2) 重い急性の病気にかかっていることが明らかな方
 - (3) 過去にインフルエンザの予防接種を受けたときに、アナフィラキシーショック（通常 30 分以内に起きる呼吸困難・全身性の蕁麻疹等を伴う重症のアレルギー症状）をおこしたことが明らかな方
 - (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状況であると医師に判断された方
- ＊当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても担当した医師にその責任を求めることはできません。

6 予防接種を受けた後の注意事項

当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位を掻いたりこすったりしないように注意しましょう。

接種当日はいつもどおりの生活を心がけ、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

7 副反応について

① 局所反応・・・注射部位が赤くなる、腫れる、痛みなど 10～20%

② 全身反応・・・発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐など 5～10%

が起きることがあります。多くは 24 時間以内に現れますが、通常は数日（2～5 日）でおさまります。まれにショック・アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤味、かゆみ、呼吸困難、血管浮腫など）を起こすことがあります。ほとんどがワクチン接種後 30 分以内に現れます。

重い副反応・・・ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄膜炎、急性脳症、肝機能障害、けいれん、喘息発作、血小板減少性紫斑病などもごくまれに報告されます。

局所の異常反応や体調の変化、さらに高熱、けいれんなど異常な症状があらわれた場合は速やかに医師の診察を受けてください。

8 重篤な副反応発生時の救済制度について

インフルエンザ予防接種を受けたことにより引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合、または死亡した場合で、その病気、障害または死亡がインフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、法に基づく給付を受ける事ができます。（予防接種健康被害救済制度）